

# 事業所等で感染者が発生した場合

(ハイリスク施設、保育所、幼稚園、小学校等を除く)

これまで職場で感染者が出た場合は、濃厚接触者を特定し、一律に自宅待機等を求めてまいりましたが、今後はクラスターが発生した場合を除き、原則、保健所による濃厚接触者の特定・行動制限は行いません。

事業所の皆様におかれましては、引き続き感染対策の徹底をしていただくとともに、事業所内で感染者が発生した場合は、以下のご対応をお願いします。

- (1) 事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はありません。
- (2) 事業所等で感染者と感染可能期間に接触があった方は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知してください。  
また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促してください。
- (3) 事業所等で感染者と感染可能期間に接触があった方のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした方等は、一定期間（例えば5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策を行ってください。

## 事業所内で感染者が発生した場合の対応について

### 感染可能期間

- 感染者が**有症状**の場合 症状が出現した日の2日前は 令和 年 月 日以降
- 感染者が**無症状**の場合 検査を受けた日の2日前は 令和 年 月 日以降

感染可能期間に、感染者と接触があった。

いいえ

引き続き、事業所内での感染対策を徹底し、念のため感染者の最終出勤日から7日間は事業所内で症状のある方がいないか確認してください。

はい

事業所内等で感染者の感染可能期間に、感染者と、換気等の感染対策を行わずに行動を共にすることがあった。（よくある質問Q2参照）

いいえ

- ・ 出勤を含む外出を制限する必要はありません。
- ・ 一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触を避ける等の対応をしてください。

はい

一定期間（例えば5日間の自宅待機に加えて自主的に検査等）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。

※いずれの場合も症状がある場合は、すぐに医療機関を受診することを促してください。かかりつけ医がない場合等はお住まいを所管する受診相談センターへお電話ください。

愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト主な相談窓口

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html>



## よくある質問

Q 1 従業員等が新型コロナウイルス感染症と診断されたら、まず、何をすればいいですか？

A 1 次の3つをすぐに行ってください。

- 感染者に以下のことを確認する
  - ✓発症日（症状が出現した日） ✓検査日 ✓診断日 ✓診断を受けた医療機関
  - ✓発症2日前からの行動歴と接触者 ✓思い当たる感染源（発症14日前まで）
- 感染の可能性がある従業員等を確認し、自宅待機・外出自粛とする
- 感染者の机などの身の回りや、多くの人が触れる場所（ドアノブ等）、共有部分を消毒する  
参考：厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

Q 2 どのような状況だと、感染の可能性は高くなりますか？

A 2 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和3年11月29日版）では、「濃厚接触者」として、次のような例が挙げられています。

- ✓患者と同居している者 長時間の接触（車内や航空機内等を含む）があった者
  - ✓適切な感染防護なしに陽性患者を診察、看護、介護していた者
  - ✓手で触れることの出来る距離で、必要な感染予防策なしで15分以上の接触があった者
- また、以下のような場合も感染の可能性が高くなります。
- ✓患者と座席が近かった ✓更衣室等、換気が不十分な環境で患者と同室になった
  - ✓患者と一緒に食事をした ✓喫煙所で患者と一緒にだった
  - ✓マスクをせずに患者と会話をした（令和5年3月13日以降も、マスクを着用していないことのみをもって「濃厚接触者」とはせず、引き続き、個々の状況から総合的に判断する。）

Q 3 事業所内での感染拡大を防ぐために、普段からできる対策はありますか？

A 3 感染者や接触者が多数発生すると業務に影響を及ぼし、場合によっては一定期間休業せざるを得なくなってしまう。このような事態を避けるために、日頃から対策することが必要です。以下の注意点を参考にしてください。

- ① マスクを着用する場合、鼻と口の両方を覆う（鼻だしマスク・あごマスクはNG）
- ② 室内の換気を徹底する（窓やドアは常時2方向開放することが望ましい）
- ③ 共用の物品に触れたら、手洗いや手指のアルコール消毒をする
- ④ のどが痛い・何となくだるい・微熱程度の症状であっても、出勤させずに休ませる
- ⑤ テレワークで出勤者を減らし、会議はオンラインで行う
- ⑥ 昼食等は1人で黙々と食べる（食べながらの会話は非常に危険、歯磨きも同じ）
- ⑦ 喫煙所を同時に利用できるのは1人までにする（禁煙もコロナ対策の1つ）
- ⑧ 更衣室や休憩室などは、密にならないよう定員を設ける
- ⑨ 1日1回以上、不特定多数が触れる部分を消毒する

Q 4 感染者や濃厚接触者となった者はいつから出勤や外出が可能になりますか？

A 4 原則は以下の通りです。保健所から個別に指示された場合は、そちらに従ってください。

- 感染者となった場合
    - ✓発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過してから  
（7日間経過時点で入院している方は10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過してから）
    - ✓無症状の場合は陽性となった検体の採取日（検査を受けた日）から7日間経過してから  
（加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は翌日から）
- ※発症した方は10日間、無症状の方は7日間経過するまではご自身で健康状態の確認やリスクの高い行動は避けるなどの対策が必要
- 濃厚接触者となった場合（検査が陰性、または、検査を受けなかった場合）
    - ✓感染者との最後接触日から5日間経過してから